特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	固定資産税に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

綾部市は、固定資産税に関する事務における特定個人情報の取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるための十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

京都府綾部市長

公表日

令和7年5月7日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを	を取り扱う事務				
①事務の名称	固定資産税に関する事務				
②事務の概要	也方税法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 1)固定資産税の賦課徴収又は調査に関する事務 2)固定資産税の減免に関する事務 3)各種証明(評価証明、公課証明等)に関する事務				
③システムの名称	固定資産税システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ、固定資産税システム(標準準拠システム)				
2. 特定個人情報ファイル	名				
固定資産税賦課情報ファイル					
3. 個人番号の利用					
	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第第1項 別表 (9条関係)24項				
4. 情報提供ネットワークシ	マステムによる情報連携				
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する [実施する] 2) 実施しない 3) 未定				
②法令上の根拠	番号法第19条8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表 第48項				
5. 評価実施機関における	担当部署 				
①部署	企画総務部 税務課				
②所属長の役職名	税務課長				
6. 他の評価実施機関					
7. 特定個人情報の開示・	訂正·利用停止請求				
請求先	企画総務部 総務課 〒623-8501 京都府綾部市若竹町8番地の1 25 0773-42-0502				
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ					
連絡先	企画総務部 税務課 固定資産税担当 〒623-8501 京都府綾部市若竹町8番地の1 ☎ 0773-42-4244				
9. 規則第9条第2項の適用	用 []適用した				
適用した理由					

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人未満] 			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和	17年4月1日 時点				
2. 取扱者	数						
特定個人情	特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	令和	令和7年4月1日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個 人情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類							
	項目評価書 施機関については、そ] れぞれ重点項目	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び	全項目評価書			
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワー	クシステムを通し	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・				
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分であ	55]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
3. 特定個人情報の使用							
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分であ	55]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)に セス権限のない職員等)に よって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分であ	58]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		[0]委託しない			
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
5. 特定個人情報の提供・移転	伝(委託や情報提供ネ	ットワークシステム	を通じた提供を除く。) [〇]提供・移転しない			
不正な提供・移転が行われ るリスクへの対策は十分か	Ι]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[]接続しない(入手) [O]接続しない(提供)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分であ	55]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	Ι]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				

7. 特定個人情報の保管・消去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
8. 人手を介在させる作業	8. 人手を介在させる作業 []人手を介在させる作業はない					
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
判断の根拠	を行う等の対策を講じている	5 .	を使用する場合を含む。)は、暗号化、パスワードによる保護 モリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底している。			

9. 監査					
実施の有無	[〇] 自己点検	[〇] 内部監査	[] 外部監査		
10. 従業者に対する教育・	啓発				
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない		
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策	[]全	[]全項目評価又は重点項目評価を実施する		
[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 と選択肢 > 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発					
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
判断の根拠	ス権限の適切な管理を行って	いる。また、アクセスロッることから、権限のない	t、ICカードと顔認証によって限定して グを記録し、不正なアクセスがないこ 、者(元職員、アクセス権限のない職 と考えられる。	とを確認して	

変更箇所

変更置	PJT				
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年4月20日	I-5. 評価実施機関における担当部署	税務課長 梅原 正巳	税務課長 大槻 一郎	事後	
平成30年4月20日	Ⅱ-1. 対象人数	平成27年1月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
平成30年4月20日	いつ時点の計数か II-2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年1月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
平成31年4月26日	I-5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	総務部 税務課	企画総務部 税務課	事後	
平成31年4月26日	丁-5 評価事施機関におけ	税務課長 大槻 一郎	税務課長	事後	
平成31年4月26日	1-7 特定個人情報の開示・	総務部 総務課 情報管理担当 〒623-8501 京都府綾部市若竹町8番地の1 250773-42-3280(代表)	企画総務部 総務課 情報管理担当 〒623-8501 京都府綾部市若竹町8番地の1 250773-42-3280(代表)	事後	
平成31年4月26日	I-8. 特定個人情報ファイル の取扱いに関する問合せ 連 絡先	総務部 税務課 固定資産税担当 〒623-8501 京都府綾部市若竹町8番地の1 250773-42-3280(代表)	企画総務部 税務課 固定資産税担当 〒623-8501 京都府綾部市若竹町8番地の1 250773-42-3280(代表)	事後	
平成31年4月26日	Ⅱ-1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
平成31年4月26日	Ⅱ-2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和2年5月1日	Ⅱ-1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	評価の再実施
令和2年5月1日	Ⅱ-2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	評価の再実施
令和3年6月18日	1-7 特定個↓情報の関示。	企画総務部 総務課 情報管理担当 〒623-8501 京都府綾部市若竹町8番地の1 25 0773-42-3280(代表)	企画総務部 総務課 〒623-8501 京都府綾部市若竹町8番地の1 250773-42-3280(代表)	事後	
令和4年6月13日	いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和4年6月13日	Ⅱ-2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和5年6月13日	Ⅱ-1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和5年6月13日	Ⅱ-2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和6年5月28日	I-7. 特定個人情報の開示・ 訂正・利用停止請求 請求先	企画総務部 総務課 〒623-8501 京都府綾部市若竹町8番地の1 20773-42-3280(代表)	企画総務部 総務課 〒623-8501 京都府綾部市若竹町8番地の1 250773-42-0502	事後	
令和6年5月28日	I-8. 特定個人情報ファイル の取扱いに関する問合せ 連 絡先	企画総務部 税務課 固定資産税担当 〒623-8501 京都府綾部市若竹町8番地の1 ☎0773-42-3280(代表)	企画総務部 税務課 固定資産税担当 〒623-8501 京都府綾部市若竹町8番地の1 250773-42-4244	事後	
令和6年5月28日	いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	
令和6年5月28日	□□○ 取切支料	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	
令和7年5月7日	I-1. ③システムの名称	固定資産税システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ	固定資産税システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ、固定資産税システム(標準準拠システム)	事前	
令和7年5月7日	Ⅱ-1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	
令和7年5月7日	II-2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	
令和7年5月7日	Ⅳ8. 人手を介在させる作業		対策は十分である。(判断根拠の記載)	事前	新様式への移行に伴う追加記載
令和7年5月7日	IV11. 最も優先度が高いと考えられる対策		対策は十分である。(判断根拠の記載)	事前	新様式への移行に伴う追加 記載
令和7年5月7日	1-3個人来早の利田	番号法第9条第1項 別表第1第16項	行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律 第9条第第1	事後	
令和7年5月7日	Iー4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2第27項	行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律第19条第8号 に基づく利用特定個人情報の提供に関する命 令第2条の表 第48項	事後	
			1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		